

平成 24 年度診療報酬改定

—検査に関わる変更点の解説—

東條 尚子

東京都教職員互助会 三楽病院 臨床検査科部長/日本臨床検査医学会 保険担当理事

平成 24 年度の診療報酬改定が 3 月 5 日に厚生労働省から告示され¹⁾、4 月 1 日から適用された。ここでは、今回の診療報酬改定の概要と、検査にかかわる改定の留意点を中心に述べる。

I. 平成 24 年度診療報酬改定の概要

今回は、6 年に 1 度の診療報酬と介護報酬との同時改定であった。全体として 16 億円 (+0.004%) のプラス改定であり、その内訳は、診療報酬本体が約 5,500 億円 (+1.379%)、薬価・材料費引き下げ分が約 5,500 億円 (▲1.375%) である (Table 1)。「社会保障・税一体改革成案」で示した 2025 年のイメージを見据えつつ、あるべき医療の実現に向けた第一歩の改定であり、国民・患者が望む安心・安全で質の高い医療が受けられる環境を整えていくために必要な分野に重点配分された。改革の視点として、①充実が求められる分野を適切に評

価していく視点、②患者等から見て分りやすく納得でき、安心・安全で生活の質にも配慮した医療を充実する視点、③医療機能の分化と連携等を通じて、質が高く効率的な医療を実現する視点、④効率化があると思われる領域を適正化する視点の 4 つが挙げられている。医療技術の適正な評価の観点からは、関係学会等から提出された提案書に基づき、医療技術評価分科会において検討を実施し、新しい医療技術 128 件を保険導入するとともに、既存技術 150 件について対象疾患の拡大や評価の引き上げ等が行われた。

II. 検査に関わる改定点

今回の改定では、検査の評価の充実として、医療技術評価分科会での評価や実勢価格を踏まえ、実施料の引き上げ、引き下げが行われた。加えて、検査区分の細分化、名称の見直しも行われた。

Table 1 平成 24 年度診療報酬改定について

全体改定率	+0.00% (+0.004%)
診療報酬改定 (本体) 改定率	+1.38% (+1.379%) (約 5,500 億円)
医科	+1.55% (約 4,700 億円)
歯科	+1.70% (約 500 億円)
調剤	+0.46% (約 300 億円)
薬価改定等改定率	▲1.38% (▲1.375%) (約 5,500 億円)
薬価改定	▲1.26% (薬価ベース▲6.00%) (約 5,000 億円)
材料価格改定	▲0.12% (約 500 億円)

Table 2 平成 24 年度診療報酬改定で新設された検査項目

区分番号	検査項目名	点数
D001 12	総ヨウ素（尿）	200
D001 13	L型脂肪酸結合蛋白（L-FABP）（尿）	210
D004 16	リン酸化タウ蛋白（髄液）	680
D004 16	タウ蛋白（髄液）	680
D007 28	ALP アイソザイム及び骨型アルカリフォスファターゼ（BAP）	96
D008 18	インタクト I 型プロコラーゲン-N-プロペプチド（Intact P INP）	170
D012 21	ノロウイルス抗原定性	150
D012 27	単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）	210
D012 27	肺炎球菌細胞壁抗原定性	210
D013 8	HE-IgA 抗体定性	210
D013 12	HBV ジェノタイプ判定	340
D014 11	抗 RNA ポリメラーゼ III 抗体	170
D015 24	免疫グロブリン遊離 L 鎖 κ/λ 比	400
D023 4	レジオネラ核酸検出	300
D023 4	マイコプラズマ核酸検出	300
D023 6	インフルエンザ核酸検出	410
D023 11	HPV ジェノタイプ判定	2,000
D026 注 5	骨髄像診断加算	240
D206 注 8	心臓カテーテル法 心腔内超音波検査 加算	400
D207 4	血管内皮機能検査（一連につき）	200
D208 5	加算平均心電図による心室遅延電位測定	200
D210-4	T 波オルタナンス検査	1,100
D211-3	時間内歩行試験	560
D214 1	脈波図、心機図、ポリグラフ検査 1 検査	60
D215 3 ホ	負荷心エコー法	1,680
D215-2	肝硬度測定	200
D221-2	筋肉コンパートメント内圧測定	620
D225-4	ヘッドアップティルト試験	980
D237 2	終夜睡眠ポリグラフィー 多点感圧センサーを有する睡眠評価装置を使用した場合	250
D256 3	眼底カメラ撮影 自発蛍光撮影法の場合	510
D256 注 2	広角眼底撮影加算	100
D270-2	ロービジョン検査判断料	250
D282-2 2	行動観察による視力検査 乳幼児視力測定（テラーカード等によるもの）	60
D283 3	発達及び知能検査 操作と処置が極めて複雑なもの	450
D286-2	イヌリンクリアランス測定	1,280
D415 注 1	経気管肺生検法 ガイドシース加算	500
D415 注 2	経気管肺生検法 C T 透視下気管支鏡検査加算	1,000
D415-2	超音波気管支鏡下穿刺吸引生検法（EBUS-TBNA）	5,500

A. 新設項目・増点項目

新設された項目を Table 2 に、増点された項目を Table 3 に示す。

内科医等により行われている高い専門性を有する検査について、質の高い医療を支える重要な技術要素が含まれていることから適切な評価を行うとされた。

Table 3 平成 24 年度診療報酬改定で増点された検査項目

区分番号	検査項目名	旧点数	新点数	
D004-2	悪性腫瘍組織検査			
	1	悪性腫瘍遺伝子検査	2,000	-
		イ EGFR 遺伝子検査		2,100
		ロ K-ras 遺伝子検査		2,100
		ハ EWS-Fli 1 遺伝子検査		2,100
		ニ TLS-CHOP 遺伝子検査		2,100
		ホ SYT-SSX 遺伝子検査		2,100
		ヘ c-kit 遺伝子検査		2,500
		ト マイクロサテライト不安定性検査		2,100
		チ センチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査		2,100
2	抗悪性腫瘍感受性検査 ^{**}	2,000	2,500	
D006-2	造血器腫瘍遺伝子検査 [§]	2,000	2,100	
D006-5	染色体検査（すべての費用を含む。）	2,600	2,730	
D006-6	免疫関連遺伝子再構成	2,400	2,520	
D006-7	UDP グルクロン酸転移酵素遺伝子多型	2,000	2,100	
D006-8	サイトケラチン 19 (KRT19) mRNA 検出 [¶]	2,000	2,400	
D006-9	WT 1 mRNA [§]	2,000	2,520	
D015	25 結核菌特異的インターフェロナー γ 産生能 ^{**}	600	630	
D017	排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査			
	1	蛍光顕微鏡，位相差顕微鏡，暗視野装置等を使用するもの	42	50
	3	その他のもの	40	50
D018	細菌培養同定検査			
	1	口腔，気道，呼吸器からの検体	140	160
	2	消化管からの検体	140	160
	3	血液又は穿刺液	150	190
	4	泌尿器又は生殖器からの検体	130	150
	5	その他の部位からの検体	120	140
	注	嫌気性培養検査 加算	80	120
D019	細菌薬剤感受性検査			
	1	1 菌種	140	170
	2	2 菌種	180	220
	3	3 菌種以上	230	280
D019-2	酵母様真菌薬剤感受性検査	130	150	
D020	抗酸菌分離培養検査			
	1	抗酸菌分離培養（液体培養法） ^{§§}	200	230
	2	抗酸菌分離培養（それ以外のもの） ^{##}	180	210
D021	抗酸菌同定（種目数にかかわらず一連につき）	290	370	
D022	抗酸菌薬剤感受性検査（培地数に関係なく）	300	380	
D023	微生物核酸同定・定量検査			
	10	結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出 ^{§§}	550	850
D200	スパイログラフィー等検査			
	1	肺気量分画測定（安静換気量測定及び最大換気量測定を含む。）	80	90
	2	フローボリュームカーブ（強制呼出曲線を含む。）	80	100
	3	機能的残気量測定	130	140

D203		肺胞機能検査		
	1	肺拡散能力検査	135	150
D206		心臓カテーテル法による諸検査（一連の検査について）		
	注3	血管内超音波検査、血管内光断層撮影又は冠動脈血流予備能測定検査を実施した場合 加算	300	400
	注	血管内視鏡検査 加算	300	400
D227		頭蓋内圧持続測定		
	1	1時間以内又は1時間につき	100	125
	2	3時間を超えた場合（1日につき）	400	500
D235-2		長期継続頭蓋内脳波検査（1日につき）	400	500
D235-3		長期脳波ビデオ同時記録検査（1日につき）	700	900
D236-3		脳磁図***	5,000	5,100
D238		脳波検査判断料	140	180
		筋電図検査		
D239	2	誘発筋電図（神経伝導速度測定を含む。）（1神経につき）		
	注1	2について、2神経以上に対して行う場合には、1神経を増すごとに150点を加算する。加算点数は1,050点を超えないものとする	450	1,050
D239-3		神経学的検査	300	400
D241		神経・筋検査判断料	140	180
		色覚検査		
D267	1	アノマロスコープ又は色相配列検査を行った場合	60	70
	2	1以外の場合	38	48
D268		眼筋機能精密検査及び輻輳検査	38	48
D272		両眼視機能精密検査、立体視検査（三杆法又はステレオテスト法による）、網膜対応検査（残像法又はバゴリニ線條試験による）	38	48
D400	1	血液採取（1日につき） 静脈	13	16

※ D004-2 2 抗悪性腫瘍剤感受性検査（HDRA法又はCD-DST法）から名称変更
 \$ D006-2 血液細胞核酸増幅同定検査（造血器腫瘍核酸増幅同定検査）から名称変更
 # D006-8 サイトケラチン（CK）19mRNA から名称変更
 & D006-9 WT1mRNA 核酸増幅検査から名称変更
 ※※ D015 25 結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロン-γから名称変更
 \$\$ D020 1 抗酸菌分離培養検査1から名称変更
 ## D020 2 抗酸菌分離培養検査2から名称変更
 && D023 10 結核菌群リファンピニン耐性遺伝子同定検査から名称変更
 ※※※ D236-3 神経磁気診断から名称変更

具体例として、神経学的検査（300点から400点に増点）、脳波検査判断料（140点から180点に増点）、時間内歩行試験（新設560点）、骨髄像診断加算（新設240点）がある。生体検査の評価の充実として、安全性・有効性等が認められる検査について、新たに保険での評価を行うとし、加算平均心電図による心室遅延電位測定（200点）等の保険適用が認められた。また、先進医療からの保険導入として、CT透視下気管支鏡検査加算（1,000点）、新しい医療技術と

して、超音波気管支鏡下穿刺吸引生検（EBUS-TBNA）が新設された。

微生物検査、遺伝子検査等、高い検査技術を要し、また判定にも長時間の観察や熟練した技術を要する検査について、評価の引き上げが行われた。細菌培養同定検査（血液又は穿刺液）（150点から190点に増点）、染色体検査（2,600点から2,730点に増点）、WT1mRNA（2,000点から2,520点に増点）などがある。

Table 4 平成 24 年度診療報酬改定で減点された検査項目

区分	旧検査項目名 (変更があったもののみ)	検査項目名	旧点数	新点数	
D001	8	尿中アルブミン定性	アルブミン定量 (尿)	115	113
	11	尿中コプロポルフィリン	コプロポルフィリン (尿)	150	149
D003	7		糞便中ヘモグロビン	42	41
	8		糞便中ヘモグロビン及びトランスフェリン	57	56
D004	8	子宮頸管粘液中顆粒球エステラーゼ	顆粒球エステラーゼ (子宮頸管粘液)	135	133
	13		I g G インデックス	460	459
D005	9		ヘモグロビン A 1 c (H b A 1 c)	50	49
D006	9		血小板粘着能	65	64
	12		フィブリンモノマー複合体定性	95	93
	15	D-Dダイマー定性	Dダイマー定性、Dダイマー半定量	140	137
	17		P I V K A - II	150	147
	17	D-Dダイマー	Dダイマー	150	147
	21		プロトロンビンフラグメント F 1 + 2	200	196
	注		出血・凝固検査 5項目以上	750	744
D007	11		ケトン体	31	30
	15		有機モノカルボン酸	48	47
	15		胆汁酸	48	47
	17	リポ蛋白分画 (アガロース法)	リポ蛋白分画	50	49
	21		ケトン体分画	60	59
	26		アポリポ蛋白	95	94
	32	アルミニウム	アルミニウム (A1)	130	127
	45		ビタミン B 2	280	276
	注		血液化学検査 5項目以上 7項目以下	95	93
	注		血液化学検査 8項目又は 9項目	104	102
注		血液化学検査 10項目以上	123	121	
D008	3	ホモバニール酸 (HVA)	ホモバニリン酸 (HVA)	70	69
	6		プロラクチン (PRL)	100	98
	7		レニン活性	110	108
	8		トリヨードサイロニン (T ₃)	115	113
	8		レニン定量	115	113
	10		サイロキシン (T ₄)	120	118
	10		インスリン (IRI)	120	118
	11		成長ホルモン (GH)	125	123
	11		卵胞刺激ホルモン (FSH)	125	123
	11		C-ペプチド (CPR)	125	123
	11		黄体形成ホルモン (LH)	125	123
	12		アルドステロン	140	137
	12		テストステロン	140	137
	14		カルシトニン	150	147
	17	プロジェステロン	プロゲステロン	170	167
20		副甲状腺ホルモン (PTH)	190	186	

	20		カテコールアミン分画	190	186
	22		エストラジオール (E ₂)	200	196
	24		副腎皮質刺激ホルモン (ACTH)	220	216
	24		カテコールアミン	220	216
	26		ソマトメジンC	240	235
	26	アルギニンバゾプレッシン	抗利尿ホルモン (ADH)	240	235
D009	2		癌胎児性抗原 (CEA)	115	113
D010	5		特殊分析 アミノ酸 5種類以上	1,300	1,274
D011	4	赤血球不規則抗体検査	不規則抗体	170	167
D012	2	トキソプラズマ抗体価 (半定量)	トキソプラズマ抗体定性、トキソプラズマ抗体半定量	27	26
	11	ウイルス抗体価 (半定量) (1項目当たり)	ウイルス抗体価 (定性・判定性・定量) (1項目当たり)	80	79
	14	トキソプラズマ抗体価	トキソプラズマ抗体	95	93
	18	HIV-1, 2抗体価	HIV-1, 2抗体定性、HIV-1, 2抗体半定量、HIV-1, 2抗体定量、HIV-1, 2抗原・抗体同時測定定性、HIV-1, 2抗原・抗体同時測定定量	130	127
	20	カンジダ抗	カンジダ抗原定性、カンジダ抗原半定量、カンジダ抗原定量	150	148
	25	HTLV-I抗体価	HTLV-I抗体	190	186
	28	グロブリンクラス別クラミジア・トラコマチス抗体 (1項目当たり)	グロブリンクラス別クラミジア・トラコマチス抗体	220	216
	34	日咳菌抗体価	百日咳菌抗体	300	294
	38	HTLV-I抗体価 (ウエスタンブロット法)	HTLV-I抗体 (ウエスタンブロット法)	450	441
D013	3		HBs抗原	90	88
	3	HBs抗体価	HBs抗体	90	88
	注		肝炎ウイルス関連検査 5項目以上	494	484
D014	7	抗核抗体価 (蛍光抗体法)	抗核抗体価 (蛍光抗体法) 定性、抗核抗体価 (蛍光抗体法) 半定量、抗核抗体価 (蛍光抗体法) 定量	115	113
	10	抗Sm抗体	抗Sm抗体定性、抗Sm抗体定性半定量、抗Sm抗体定性定量	170	167
	10	抗SS-B/La抗体	抗SS-B/La抗体定性、抗SS-B/La抗体半定量、抗SS-B/La抗体定量	170	167
	10	抗Scl-70抗体	抗Scl-70抗体定性、抗Scl-70抗体半定量、抗Scl-70抗体定量	170	167
	12	抗DNA抗体価	抗DNA抗体定性、抗DNA抗体定量	180	178
	15	抗ミトコンドリア抗体	抗ミトコンドリア抗体定性、抗ミトコンドリア抗体定量	210	206
D015	6	血清アミロイドA (SAA)	血清アミロイドA蛋白 (SAA)	48	47
	16		アレルギー刺激性遊離ヒスタミン (HRT)	170	168
D023	7	マイコバクテリウム・アビウム及びびイントラセラー核酸同定検査	マイコバクテリウム・アビウム及びびイントラセラー (MAC)核酸検出	430	421
D247			他覚的聴力検査又は行動観察による		

			聴力検査		
	1		鼓膜音響インピーダンス検査	300	290
	2		チンパノメトリー	350	340
D260	2		静的量的視野検査	300	290
D262			調節検査	74	70
D265-2			角膜形状解析検査	110	105

Table 5 平成 24 年度診療報酬改定で経過措置となった検査項目

第 2 章の規定にかかわらず、次に掲げる診療料は、平成 26 年 3 月 31 日までの間に限り、算定できるものとする。

- イ 区分番号 D 2 0 8 の 4 に掲げるバリストカルジオグラフ
- ロ 区分番号 D 2 8 9 の 2 に掲げるキシローゼ試験
- ハ 区分番号 D 2 9 3 の 3 に掲げる心機能検査（心拍出量測定を含む。）
- ニ 区分番号 D 2 9 3 の 4 に掲げる肺局所機能検査及び脳局所血流検査

区分番号 D のみ抜粋して記載

新設された項目にノロウイルス抗原（150 点）、インフルエンザ核酸検出（410 点）がある。これらには対象患者に条件があり、ノロウイルス抗原については、「3 歳未満、65 歳以上の患者、悪性腫瘍が確定している患者、臓器移植後の患者、抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤又は免疫抑制効果のある薬剤を投与中の患者」、インフルエンザ核酸検出については「インフルエンザの感染が疑われる重症患者」とされた。

有用性が認められると考えられる検査について、既存の生体検査の算定要件や評価が見直された。例として、神経磁気診断は脳磁図と名称変更され、評価も 5,000 点から 5,100 点に増点され、てんかんの鑑別診断や治療方針の決定の目的についても算定要件が拡大された。

血液採取は 13 点から 16 点に増点された。血液採取は年間 1.3 億回以上実施されており、3 点とはいえ、医療費に与える影響は大きい。

B. 減点された項目

実施料が引き下げられた項目を **Table 4** に示す。検体検査実施料の適正化とされ、衛生検査所検査料金調査における実勢価格に基づき、実施料の見直しが行われた。検体検査約 650 項目のうち、HbA1c など約 70 項目が見直された。血液化学検査の包括化点数も 2 点ずつ引き下げられた。

生体検査も、使用する医療機器の価格や検査に要する時間等に基づき評価を見直すとされ、5 項目で点数が引き下げられた。

C. 経過措置となった項目

経過措置となった項目を **Table 5** に示す。これらは、平成 26 年 3 月 31 日までの間に限り、算定できるものとされた。

D. 削除された項目

削除された項目を **Table 6** に示す。検体検査の 14 項目は、平成 22 年度診療報酬改定で経過措置とされ、平成 24 年 3 月 31 日までに限り、算定できるとされた項目であり、予定通り削除された。

Table 6 平成 24 年度診療報酬改定で削除された検査項目

区分番号	検査項目名
D001	尿中特殊物質定性定量検査
	ポルフィリン定性
	アミラーゼ（定性、半定量）
	ビリルビン
	ウロビリリン
D003	潜血反応検査
	糞便中ウロビリノゲン
D005	動的赤血球膜物性検査
D006	全血凝固溶解時間測定（R a t n o f f 法等）
	血清全プラスミン測定法（血清 S K 活性化プラスミン値）
D007	酸ホスファターゼ
	リポプロテイン
D008	17-ヒドロキシコルチコステロイド（17-OHCS）
	17-ケトステロイド（17-KS）
D023	DNAポリメラーゼ
D207	血管進展性検査

E. その他の改定

防止加算（100 点）は廃止となった。

1. 院内における感染防止対策の評価

院内における感染防止対策の評価を充実させ、院内感染対策に関する取り組みを推進するとし、感染対策防止加算 1（400 点（入院初日））、感染対策防止加算 2（100 点（入院初日））、感染防止対地域連携加算（100 点入院初日）が新設された。DPC の機能評価係数 I では、感染対策防止加算 1 が 0.0125、感染対策防止加算 2 が 0.0031、感染対策防止対策地域連携加算が 0.0031 と評価された。感染防止対策加算 1 の施設基準として、今までの医療安全対策加算における感染防止対策加算の基準に加え、「感染対策防止加算 1 を算定している医療機関を中心に、加算 2 を算定する医療機関と年 4 回以上合同カンファレンスを開催していること」が必要となった。感染対策防止加算の新設に合わせて、従前の医療安全対策加算の中の注 2 に設定されていた感染対策

2. 検査方法に応じた評価

検査方法に応じた評価がなされたものとして、末梢血液像(方法によらず共通)18 点であったものが、末梢血液像(自動機械法)15 点、末梢血液像(鏡検法) 25 点とに分割された (Table 7)。

3. 算定要件の見直し

α フェトプロテイン 3 分画 (ALP-3%) と PIVKA II (半定量・定量)は、同月内に併せて実施した場合にも算定可、EGFR 遺伝子検査は、肺癌において 2 次的遺伝子変異等が疑われ、再度治療法を選択する必要がある場合にも算定可、抗シトルリン化ペプチド抗体定性と抗シトルリン化ペプチド抗体定量は、関節リウマチに対する治療薬の選択のために行う場合においても算定可となった。

Table 7 平成 24 年度診療報酬改定で方法によって点数が変更になった項目

区分	検査項目名	旧点数	新点数
D002	尿沈渣（鏡検法）※	25	27
D002-2	尿沈渣（フローサイトメトリー法）§	30	24
D005	3 末梢血液像（自動機械法）	18	15
	6 末梢血液像（鏡検法）	18	25
D201	1 呼吸抵抗測定	70	
	イ 広域周波オシレーション法を用いた場合		150
	ロ その他の場合		60
D250	3 頭位及び頭位変換眼振検査	150	
	イ 赤外線 CCD カメラ等による場合		300
	ロ その他の場合		140
D410	乳腺穿刺又は針生検（片側）	200	
	1 針生検によるもの		650
	2 その他		200

※ D002 尿沈渣顕微鏡検査から名称変更

& D002-2 フローサイトメトリー法による尿中有形成分測定から名称変更

4. 検査区分の細分化と名称の見直し

検体検査の評価体系の見直しとして、検査区分の細分化が行われた。具体的には、1つの検査項目に定性検査、定量検査など、有用性の異なる複数の検査が含まれる場合に、医学的な有用性を踏まえ、区分の細分化が行われた。たとえば、プロテイン S は、プロテイン S 活性とプロテイン S 抗原に分割された。

また、標準検査名称・標準検査法名称を参考に検体検査の名称等の見直しが行われた（例：「梅毒脂質抗原使用検査（定性）」⇒「梅毒血清反応（STS）定性」）。

III おわりに

今回の改定では、血液採取、微生物検査、遺伝子検査などの不採算項目に対し配慮を求めていた臨床検査振興協議会や各学会・団体の働きかけが認められた形となった。今後も検査がより適切に評価されるよう継続的な活動をしていく必要がある。

参考文献

1) 厚生労働省.平成 24 年度診療報酬改定について.入手先<
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/iryuhoken15/index.html>, (参照 2016-12-27)